

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		三重県亀山市					
プ ラ ン の 名 称		亀山市立医療センター改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 19日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	亀山市立医療センター					
	所 在 地	亀山市亀田町466-1					
	病 床 数	一般100床(このうち40床を休床し、60床とする。)					
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、眼科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>当センターは、平成19年度以降医師数の減少によりやむなく診療制限を行ってきたが、今後も地域住民の健康寿命を支えるため、また、市内で唯一の一般病床を持つ病院であり、鈴鹿亀山地域で唯一の公立病院であることから、医療を中心としたセーフティネットのひとつとしての責務を果たしていく。</p> <p>具体的には、三重大学、医師会、地域医療機関、介護・福祉・保健等の機関と積極的かつ強力で連携していく。(クリティカルパスの活用など)</p> <p>入院機能については、現在の100床を一部休床し60床とし、その内に亜急性期病床を設ける。人工透析については、今後も充実を図っていく。また、当地に不足の在宅サービスの充実と健康管理の啓発活動などの保健活動を広く行っていく。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>総務省自治財政局長通知による繰出の基準によるもの          病院事業債元利償還金の2/3(平成14年度以前分)の繰入          高度医療機器の減価償却費に相当する経費          救急に要する経費(救急受け入れ体制確保に要する経費)          医師及び看護師等の研究研修に要する経費の1/2</p> <p>上記繰出後の経費負担          支出に対する収入の不足分を繰入</p>					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0	
	職員給与費比率(%)	57.6	69.2	51.9	51.9	51.9	
	病床利用率(%)	47.0	38.4	90.0	90.0	90.0	
	休床(40床)を含めた場合(100床)の病床利用率(%)	(47.0)	(38.4)	(54.0)	(54.0)	(54.0)	
	平均在院日数(日)	20.1	20.0	20.0	20.0	20.0	
	医業収支比率(%)	85.0	68.9	88.0	88.0	88.0	
上記目標数値設定の考え方		<p>入院については、現有の医師数・看護師数から、100床を運用することは困難であるため、40床を休床し、60床とする。但し、医師数の増加等、今後の診療体制の充実によっては、本来の100床による医療サービス提供への市民の期待も高いことから、この場合の柔軟かつ迅速な対応のため、あくまで運用による60床とする。</p> <p>この60床の90%利用(54床)を目標とする。          (経常黒字化の目標年度:達成済み)</p>					

				団体名 (病院名)	三重県亀山市 (亀山市立医療センター)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
年延入院患者数(人)		17,217	14,031	19,710	19,710	19,710	
年延外来患者数(人)		32,826	25,948	32,670	32,670	32,670	
実透析患者数(人)		72	71	79	79	79	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	現行の経営方式により、経営の効率化に取り組む。					
	事業規模・形態の見直し	平成21年度から一般病床100床のうち40床を休床により60床とし、そのうちの30%程度を亜急性期病床として運用する。これに伴い、現行の2病棟から1病棟管理体制とする。					
	経費削減・抑制対策	60床(1病棟管理)に合わせ、現在の人的資源を最大限活用して効率的な対応を行う。平成21年度から、経費(経費清掃、医事等の業務委託、寝具病衣の賃貸借等)の見直し(年間予算ベースで10%の削減)					
	収入増加・確保対策	地域連携室を平成20年度から機能強化したことにより、クリティカルパスを活用し、地域医療機関からの受入れ患者数の増加を目指す。亜急性期病床を設ける等効率的な病床活用を図る。上記の取り組みにより、病床利用率の目標90%の達成を目指す。					
その他	病院総合情報システムを平成20年度からフルオーダーシステムに更新するとともに、看護支援システムの充実を図り、良質な医療の提供に努める。						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	71.1%	18年度	70.9%	19年度	47.0%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	現有の人的・物的資源を最大限活用して、一般病床100床を40床の休床により60床とし、その90%の利用率(54床)を目指す。これに伴い、現行の2病棟から1病棟管理とする。					

団体名 (病院名)	三重県亀山市 (亀山市立医療センター)
--------------	------------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当センターが所在する三重県北勢保健医療圏には、当センターのほか次の公立病院等が開設されている。 (公立) (その他鈴鹿亀山地区の主な病院) 三重県立総合医療センター 446床 鈴鹿回生病院 379床 桑名市民病院 234床 鈴鹿中央総合病院 460床 市立四日市病院 568床 村瀬病院 218床 塩川病院 57床 市内には、当センター以外に亀山回生病院、田中病院が所在するが、いずれも療養病床のみの病院である。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	三重県保健医療計画によれば、「医療機関が、患者の症状に応じた適切な医療サービスを切れ目なく提供していくための、医療機能分化の推進と連携の促進」とされている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成20年11月に右記の連携推進の方向性を決定済み	<内容> 地域連携クリティカルパスを活用し、近隣市の高度・急性期総合病院や回復期リハビリテーション施設、市内の開業医、介護保険施設等との連携と機能分化を強化・推進していく。 但し、現在のところ具体的な個別計画はなく、策定は未定である。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	既設の「亀山市立医療センター方向性検討委員会」により、改革プランの取組状況の点検・評価を実施し、市議会公営企業経営問題特別委員会等で報告する。  (検討委員会構成メンバー) 外部学識経験者、地元医師会、住民団体、副市長、院長等	
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	2月	
その他特記事項		当センターの今後については、第三者機関である「亀山市立医療センター方向性検討委員会」からの報告に基づき、市においてその具体的な方向性を決定した。この改革プランは、この具体的な方向性に基づき市において策定したものである。	

(別紙)

団体名 (病院名)	三重県亀山市 (亀山市立医療センター)
--------------	------------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	1,668	1,311	1,078	1,397	1,397	1,397
	(1) 料 金 収 入	1,586	1,226	1,005	1,308	1,308	1,308
	(2) そ の 他	82	85	73	89	89	89
	うち他会計負担金	46	50	47	55	55	55
	2. 医 業 外 収 益	125	311	557	251	251	251
	(1) 他会計負担金・補助金	109	294	543	228	228	228
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	16	17	14	23	23	23
	経 常 収 益 (A)	1,793	1,622	1,635	1,648	1,648	1,648
	入	1. 医 業 費 用 b	1,704	1,543	1,564	1,588	1,588
(1) 職 員 給 与 費 c		781	755	746	725	725	725
(2) 材 料 費		468	366	323	388	388	388
(3) 経 費		313	291	367	360	360	360
(4) 減 価 償 却 費		136	126	122	109	109	109
(5) そ の 他		6	5	6	6	6	6
2. 医 業 外 費 用		89	78	71	60	60	60
(1) 支 払 利 息		44	42	40	38	38	38
(2) そ の 他		45	36	31	22	22	22
経 常 費 用 (B)		1,793	1,621	1,635	1,648	1,648	1,648
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		0	1	0	0	0	0
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	2	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	3	0	0	0	0
	特別損益 (D) - (E) (F)	0	1	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)		0	0	0	0	0	0
累 積 欠 損 金 (G)		0	0	0	0	0	0
不良債務	流 動 資 産 (ア)	1,511	1,517	1,551	1,685	1,685	1,685
	流 動 負 債 (イ)	167	76	17	102	102	102
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務 (オ)	1,344	1,441	1,534	1,583	1,583	1,583	
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )		95	97	93	49	0	0
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		100.0	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$		-	-	-	-	-	-
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		97.9	85.0	68.9	88.0	88.0	88.0
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		46.8	57.6	69.2	51.9	51.9	51.9
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)		1,344	1,441	1,534	1,583	1,583	1,583
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(ア)} \times 100$		-	-	-	-	-	-
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率		-	-	-	-	-	-
病 床 利 用 率		70.9	47.0	40.2	90.0	90.0	90.0
休床(40床)を含めた場合(100床)の病床利用率(%)		70.9	47.0	40.2	54.0	54.0	54.0

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) 22年度単年度資金不足額 30百万円 = (22年度不良債務額 20百万円 - 21年度不良債務額10百万円)

団体名 (病院名)	三重県亀山市 (亀山市立医療センター)
--------------	------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	23	24	26	28	28	28
	3. 他会計負担金	0	3	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	23	27	26	28	28	28
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	23	27	26	28	28	28	
支 出	1. 建設改良費	36	25	30	36	36	36
	2. 企業債償還金	35	37	39	42	42	42
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	71	62	69	78	78	78
差引不足額 (B) - (A) (C)	48	35	43	50	50	50	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	36	30	43	50	50	50
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	12	5	0	0	0	0
計 (D)	48	35	43	50	50	50	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(70,383) 154,643	(256,517) 343,569	(505,079) 590,009	(197,467) 282,415	(197,467) 282,415	(197,467) 282,415
資本的収支	( 0) 23,044	( 0) 24,460	( 0) 25,963	( 0) 27,560	( 0) 27,560	( 0) 27,560
合計	(70,383) 177,687	(256,517) 368,029	(505,064) 615,972	(197,467) 309,975	(197,467) 309,975	(197,467) 309,975

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。